

世界文化遺産の概要

《目次》

1. 世界遺産とは
2. 世界遺産の種別
3. 世界文化遺産の主な登録条件
4. 世界遺産一覧表にみる問題点
5. 世界遺産の保存管理の強化・推進

1. 世界遺産とは

世界遺産条約（正式名：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

- 文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界の遺産として、損傷・破壊等の脅威から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする条約。（平成18年2月現在、締約国：182ヶ国）

世界遺産とは

- ユネスコの「世界遺産委員会」が、各締約国からの推薦に基づき、「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産、自然遺産を「世界遺産一覧表」に記載。
- 現在、世界で**830**件が登録。（平成18年7月現在）
（文化遺産：644件、自然遺産：162件、複合遺産：24件）

我が国の世界遺産（13件）

○ 文化遺産（10件：文化庁）

- ① 法隆寺地域の仏教建造物（奈良県：H5年登録）
- ② 姫路城（兵庫県：H5年）
- ③ 古都京都の文化財（京都府、滋賀県：H6年）
- ④ 白川郷、五箇山の合掌造り集落
（岐阜県、富山県：H7年）
- ⑤ 原爆ドーム（広島県：H8年）
- ⑥ 厳島神社（広島県：H8年）
- ⑦ 古都奈良の文化財（奈良県：H10年）
- ⑧ 日光の社寺（栃木県：H11年）
- ⑨ 琉球王国のグスク及び関連遺産群（沖縄県：H12年）
- ⑩ 紀伊山地の霊場と参詣道
（三重県、奈良県、和歌山県：H16年）

○ 自然遺産（3件：環境省）

- ① 屋久島（沖縄県：H5年）
- ② 白神山地（青森県、秋田県：H5年）
- ③ 知床（北海道：H17年）



五箇山・相倉集落（富山県）



熊野参詣道（三重県）

—世界遺産条約の経緯—

- 1960年代
ユネスコ・ヌビア遺跡救済キャンペーン(1968年完成)
- 1966年
第9回国際自然保護連合(IUCN)総会(スイス・ルツェルン)において、世界的な価値のある自然地域の保護のための基金の創設について議論。
- 1967年
自然と人間の国際会議(4月、於アムステルダム)
- 1971年
ニクソン大統領の提案(ニクソン政権に関するメッセージ)
この後、IUCNとユネスコが世界遺産の概念を具体化すべく条約草案を作成
- 1972年
ユネスコはアメリカの提案を受け、自然・文化の両遺産を統合するための専門家会議を開催し(4月)、これを受けて両草案はひとつにまとめられた。
- 1972年
国連人類環境会議(6月、ストックホルム)
第17回ユネスコ総会にて世界遺産条約を採択。

2. 世界遺産の種別

➤ 文化遺産

- 記念工作物

建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

- 建造物群

独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

- 遺跡

人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの（**文化的景観**を含む）。

➤ 自然遺産

- 物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

- 地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの。

- 自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

3. 世界文化遺産の主な登録条件

➤ 顕著な普遍的価値 の証明

— 国内及び国外的にも類例のない文化遺産

- ① 「世界遺産条約の履行のための作業指針(2005年)」の**評価基準への適合**
- ② 資産の**真実性・完全性**の証明
— 意匠、材料等がオリジナルな状態を保っていること

➤ 国内における万全の保護措置

- ① 推薦資産が**文化財保護法**による指定(重要文化財、史跡、名勝等)を受けて保護されていること。
- ② 上記の資産:**コア・ゾーン**の周囲にこれを保護するための緩衝地帯:**バッファ・ゾーン**を設けること(景観保全のための条例による利用規制など)
- ③ **保存管理計画**を策定すること。

➤ 遺産の登録基準－文化的なもの－

- **i)** 人類の創造的才能を表す傑作であるの
- **ii)** 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの
- **iii)** 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)であるもの
- **iv)** 歴史上の重要な段階を物語る建造物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本であるもの
- **v)** あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本であるもの。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本であるもの(特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの)。
- **vi)** 顕著な普遍的な意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、或いは文学的作品と直接又は実質的関連があるもの(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)

- 真実性の証明 (test of authenticity)
- 完全性の条件 (condition of integrity)
- 良好な保存管理状況の確立 (management plan)
- 適切な緩衝地帯 (buffer zone) の設定

➤ 遺産の登録基準－自然的なもの－

- **vii)** 最上級の自然現象、又は類い希な自然美・美的価値を有する地域を包含するもの
- **viii)** 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、或いは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といったなど、**地球の歴史の重要な段階**を代表する顕著な見本であるもの
- **ix)** 陸上・淡水域・沿岸・海洋の**生態系**や動植物群集の**進化、発展**において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であるもの
- **x)** 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含するもの

- **良好な保存管理状況の確立 (management plan)**
- **完全性の条件 (condition of integrity)**
- **適切な緩衝地帯 (buffer zone) の設定**

➤ 推薦・登録にあたっての留意事項

- ① 動産・動産になり得る可能性のある不動産は構成資産の対象外。
- ② 芸能や舞踏、音楽などの無形文化財のみの登録も構成資産の対象外。
- ③ 暫定一覧表との比較研究
 - 遺産登録のための比較研究の材料として、文化遺産と自然遺産の双方について、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、資産のリスト(暫定一覧表)の提出を求めている。
 - 特に文化遺産については、文化の多様性のゆえに資産相互の比較研究を行う必要があるとして、登録に先立って暫定一覧表の提出を義務づけている。

➤ その他の事項

- ① 各遺産の保護は当事国の主権の下に、国際的に地域社会全体が負う。
- ② 各遺産の保護のための技術的・財政的な支援は、世界遺産委員会の審議を踏まえて決定される。
- ③ 保護が危ぶまれる遺産は「危機にさらされている遺産リスト(2006年7月現在31件)」に登録し、世界遺産基金(各国からの拠出金で構成)から財政的な支援が行われる。

文化遺産の推薦・登録の手続き

締約国において「**暫定一覧表**」を作成し、世界遺産委員会に提出



「**暫定一覧表**」のうち、**条件が整った資産**について**推薦書**を作成



我が国として推薦を決定（文化審議会、世界遺産条約関係省庁連絡会議）



世界遺産委員会に**推薦書**を提出（**暫定版**：9/30×切、**確定版**：翌年2/1×切）
現在、1回の委員会における各国の**推薦物件**は2件まで（うち1件は**自然遺産**）



ICOMOS*（**イコモス**：国際記念物遺跡会議）による**審査**（**現地審査**を含む）

* 世界遺産条約に定める世界遺産委員会の諮問機関で、**推薦資産の価値評価**をはじめ、**登録遺産の保存管理状況等**に関し、世界遺産委員会に対して**勧告**を行う非政府機関。



世界遺産委員会（翌年7月頃開催）で**審査・登録の可否**を決定（！）

4. 世界遺産一覧表にみる問題点

➤ 遺産の種別にみる不均衡

記念工作物の偏重。欧州の教会建築、古代都市、城塞などの同種のカテゴリーの遺産が数多く登録され、世界の多様な文化を反映していない。

➤ 文化遺産と自然遺産との間にある数的不均衡

人間が創造した壮麗な作品と原始的な自然との間にある格差。文化遺産は欧州で急速に増加しているのに対し、自然遺産はアフリカ、アメリカ、オセアニアに偏っている。

➤ 地域間にある遺産の数的不均衡

ヨーロッパ中心主義／アジア・アフリカの遺産の欠如

遺産の種別に見る不均衡

— 記念工作物への偏重 —

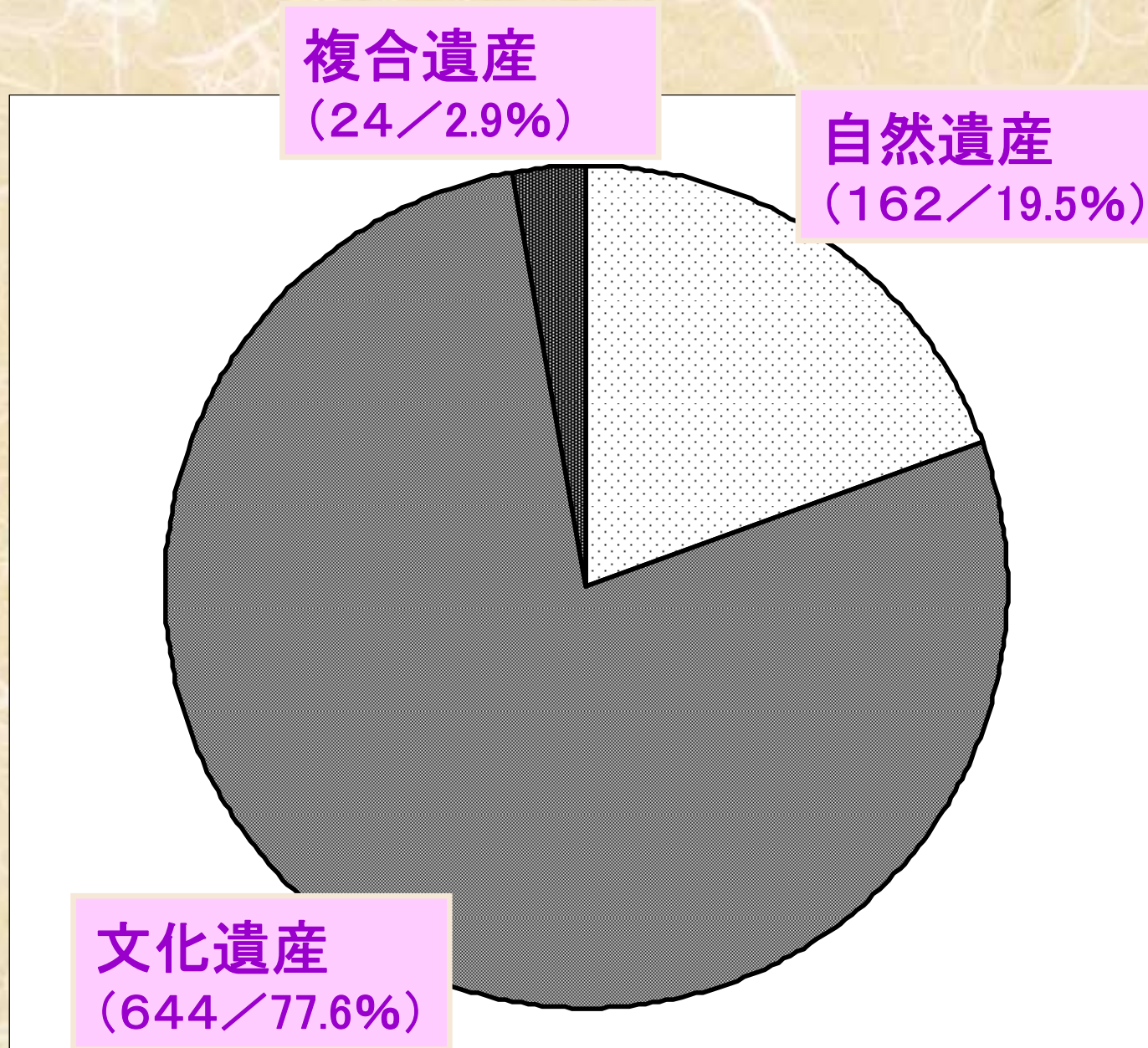


シャルトルの大聖堂(フランス)

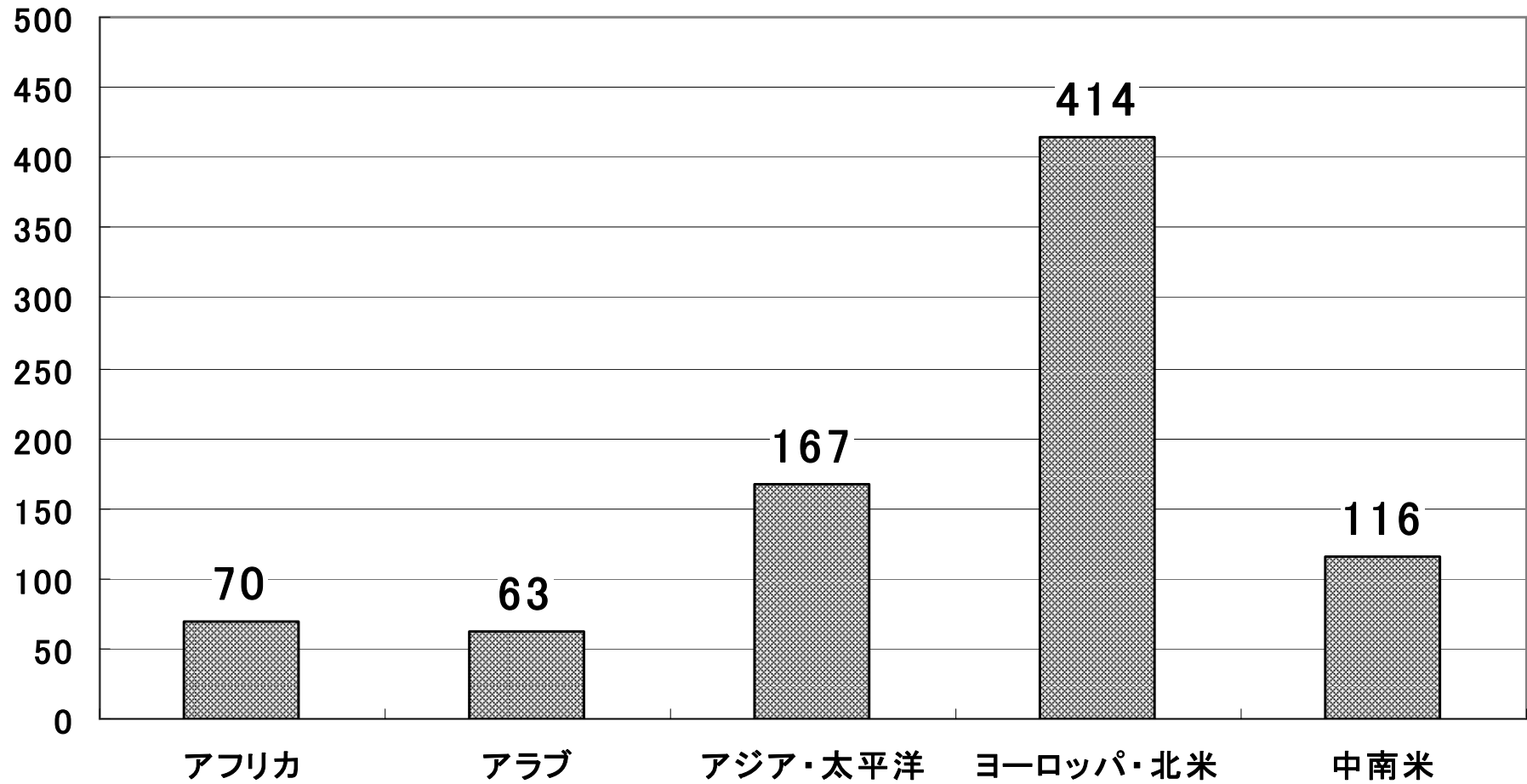


セゴビアの古代水道橋(スペイン)

文化遺産と自然遺産との間にある数的不均衡



地域間にある遺産の数的不均衡



《Global Strategy in 1994》

世界遺産一覧表における不均衡の
是正及び代表性、信頼性の確保のための
グローバルストラテジー

➤ 産業遺産

人類の科学技術の発展と産業活動の進展の成果を
例証するもの

➤ 20世紀の建築

新しい時代の資産の代表

➤ 文化的景観

文化と自然の中間的存在／人類と地球との共生

「紀伊山地の霊場と参詣道」 —世界遺産登録の意義—

- 日本固有の「山岳霊場」と「線状に延びる参詣道」が文化的景観として国際的に評価
 - ◇ 有形と無形の融合
- 登録に先行して史跡等の新指定を推進
 - ◇ 構成資産の合計面積495.3ha
 - ◇ 新指定又は追加指定した面積302.1ha(約60%)
 - ◇ 河川・海浜の史跡指定(熊野川・七里御浜)
- 国際専門家会議において事前に合意形成
アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議(2001年9月5-9日)

5. 世界遺産の保存管理の強化・推進

▶ 定期報告の進展

各締約国が自国に所在する世界遺産の保全状態等に関して、6年毎に定期的に報告を行う。日本は2010年に提出予定（既登録資産全て）。

▶ 保存管理計画の必要性

かなり精緻な保存管理計画の提出が求められる。
複数の構成資産から成るものや多様な構成要素から成る文化的景観などについては、個々の構成資産の保存管理計画のみならず、世界遺産の全体を対象とする包括的保存管理計画を策定することが必要。

▶ 適切な役割分担と連携の強化

遺産の適切な保存管理を行うためには、市町村が中心となって、国、都道府県との連携の下に確実に質の高い保存管理を行う必要がある。

「紀伊山地の霊場と参詣道」 —世界遺産委員会による勧告—

世界遺産委員会

5年以内に、保存管理の基礎を成す**重要構成要素の一覧表の作成**を勧告する。一覧表には、森林で覆われた山岳景観に関する分析を含む必要がある。

締約国に対して、遺産の保存管理を監督する調整機関の設置について考慮し、あるいは**体系的な調整にあたる者を任命**することについて勧告する。

関係当局に対し、この遺産の自然・文化の両面を継続的に管理するため、更に**詳細な管理計画・中期的な戦略の立案**を求める。この計画は2006年の第30回世界遺産委員会の審査に付すことができるように、2006年2月1日までに世界遺産センターに提出することが求められる。

「紀伊山地の霊場と参詣道」 —保存管理計画の策定—

➤ 包括的保存管理計画

広大な面積の登録地域の全体を対象として策定。

登録地域 495.3 ha 緩衝地帯 11,370 ha

世界遺産の構成資産である個々の国指定文化財の保存管理に当たる3県、30以上の市町村、所有者である寺社の間での**責任の所在を明確化**。

世界遺産地域に関係する公的・私的機関における合意形成を目的として策定。

➤ 個別の史跡等の保存管理計画

重要文化財、史跡名勝天然記念物に指定されている個々の構成資産の適切な保存管理・整備活用を目的として策定。